

2019年6月吉日

お客様 各位

高松産業株式会社  
ホームライフ事業部

## ガス料金過徴収のお詫びとご返金について

謹啓

平素より格別のご愛顧を頂き厚く御礼申し上げます。

この度、弊社にて確認したところ、昨年 2018年4～6月分としてご請求させていただきましたガス料金の請求金額において、一部のお客様を対象に過徴収がある事が確認されました。

弊社といたしましては、今回の過徴収でお客様にご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことが起こらぬよう再発防止に万全を期してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。尚、2018年7月分以降のガス料金につきましては、「小売ガス供給約款」に定められています通り、正しい単価にてご請求させて頂いておりますので、ご安心下さい。

謹言

### 1. 対象となるお客様と正規のガス料金との差額

#### (1) 対象となるお客様

2018年4月～6月(3カ月間)において、ガス料金をご請求させて頂いた一部のお客様

#### (2) 対象となるお客様の件数

5, 154件

#### (3) 1件当たりの過徴収金額

1円～35円 ※お客様のガス使用量(m<sup>3</sup>)によって金額が異なります

### 2. 経緯

弊社では、「小売ガス供給約款」に定められている通り、原料費調整制度に基づき、輸入原料価格の変動に応じて、四半期に一度 ガス料金の従量料金単価を調整しておりますが、2018年4月～6月迄の輸入原料価格の算定処理に一部誤りがあり、本来算定すべき単価よりも「0.02円(税込)」高く設定してしまった事から、今回の過徴収が生じてしまいました。

### 3. 対象となるお客様への対応方法

2019年6月検針(請求)分のガス料金より、過徴収分の金額と法定利息を加えて、個別に相殺(控除)させていただきます。(※1件あたりの相殺(控除)額は、1円～35円程度になります。)

尚、2018年7月以降の転居等に伴いご住所が確認できないお客様もいらっしゃる事から、上記の「対象となるお客様」をご参照のうえ、お心当たりのある方はお手数をおかけいたしますが、下記の連絡先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### 4. 今後の再発防止策について

以後、同じ様な事象が発生しないよう、複数名を介して確認作業を行い、手間暇を惜しまず再発の防止に十分専念して参ります。

### 本件に関するお問い合わせ先

高松産業株式会社 ホームライフ事業部 お客様センター

TEL: 0120-889-294 (受付時間: 平日あさ9時～よる6時迄) E-mail: info@hottaka.jp